

○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第二条関係）	4
○	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第三条関係）	8
○	電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）	11
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第五条関係）	12
○	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）（第六条関係）	13
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）（抄）（第七条関係）	14
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第八条関係）	15
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第九条関係）	17
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十条関係）	19
○	測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（抄）（第十一条関係）	21
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第十二条関係）	24
○	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄）（第十二条関係）	25
○	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）（第十二条関係）	26
○	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）（第十二条関係）	27
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）（抄）（第十三条関係）	28
○	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）（抄）（第十四条関係）	29
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）（抄）（附則第四条関係）	30
○	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	31
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	32
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）（附則第七条関係）	34
○	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）（附則第八条関係）	39
○	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）（抄）（附則第九条関係）	41

改正案	現行
<p>第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条、第三十三条の二十二の二及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならぬ。</p> <p>②～⑧（略）</p> <p>第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この節において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため</p>	<p>第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>②～⑧（略）</p> <p>第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備</p>

の基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

②⑥（略）

第三十三条の二十二の二 都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づき障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、対象事業者その他障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第五十六条の五の二において同じ。）を連合会に委託することができる。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、第三十三条の二十二第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第五十六条の三の二 国庫は、都道府県が第三十三条の二十二の二に規定する補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が同条に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

②⑥（略）

（新設）

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（新設）

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査及び支払に関する業務並びに第三十三条の二十二の二の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務を行う。

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査及び支払に関する業務を行う。

改正案	現行
<p>（財政状況の公表等）</p> <p>第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、<u>第二百十九条第二項の規定による予算の要領の公表及び第二百三十三条第六項の規定による決算の要領の公表のほか、条例で定めるところにより、毎会計年度少なくとも一回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（外部監査人の監査の事務の補助）</p> <p>第二百五十二条の三十二 （略）</p> <p>2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下この条において同じ。）を監督しなければならない。</p>	<p>（財政状況の公表等）</p> <p>第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、<u>条例で定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（外部監査人の監査の事務の補助）</p> <p>第二百五十二条の三十二 （略）</p> <p>2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。</p>

ない。

5～8 (略)

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及びその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならぬ。

10 (略)

第二百九十五条 市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に關し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができる。

② 前項の条例の制定又は改廃については、都道府県知事も、市町村又は特別区の議会に議案を提出することができる。

③ 第一項の規定により財産区の議会又は総会が設けられた場合には、当該財産区に關し市町村又は特別区の議会の議決すべき事件（同項の条例の改廃を含む。）については、当該財産区の議会又は総会が議決するものとする。

④ 前項の場合における第二項の規定の適用については、同項中「制定又は改廃」とあるのは「改廃」と、「市町村又は特別区の議会」とあるのは「財産区の議会又は総会」とする。

第二百九十六条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に關する事項は、前条第一項の条例で定めなければならない

い。

5～8 (略)

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならぬ。

10 (略)

第二百九十五条 財産区の財産又は公の施設に關し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を制定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に關し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第二百九十六条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に關する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない

い。財産区の総会の組織に関する事項についても、同様とする。

- ② 前項に規定するものを除くほか、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。
- ③ 財産区の議会又は総会に関しては、前編中町村の議会に関する規定を準用する。

第二百九十六条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。ただし、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

- ② 財産区管理会は、財産区管理委員七人以内をもつて組織する。
- ③ (略)
- ④ 第二百九十五条第一項の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合には、財産区管理会を置くことができない。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 (略)

法律	事務
(略)	(略)

らない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

- ② 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。
- ③ 財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

第二百九十六条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

- ② 財産区管理会は、財産区管理委員七人以内を以てこれを組織する。
- ③ (略)
- ④ 第二百九十五条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 (略)

法律	事務
(略)	(略)

(略)	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）
(略)	第二十一条第二項（第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項（第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務
(略)	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）
(略)	第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項（第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>（地方債証券等の発行の方法による地方債）</p> <p>第五条の五 地方公共団体は、次に掲げるものを発行する方法によつて地方債を起す場合には、募集又は交付の方法によることができる。</p> <p>一 地方債証券</p> <p>二 地方債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるもの</p> <p>2 前項各号に掲げるもの（次条から第五条の十までにおいて「地方債証券等」という。）は、割引の方法によつて発行することができる。</p> <p>（募集地方債証券等に関する事項の決定）</p> <p>第五条の六 地方公共団体は、その発行する地方債証券等を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集地方債証券等（当該募集に依つて当該地方債証券等の引受けの申込みをした者に対して割り当てる地方債証券等をいう。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。</p>	<p>（証券発行の方法による地方債）</p> <p>第五条の五 地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。</p> <p>（会社法の準用）</p> <p>第五条の六 会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とある</p>

(地方債原簿)

第五条の七 地方公共団体は、地方債証券等を発行した日以後遅滞なく、地方債原簿を作成し、これに政令で定める事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

(会社法の準用)

第五条の八 会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条第一項、第六百八十五条（第五項を除く。）、第六百八十六条から第七百一条まで、第七百三条、第七百五条（第四項を除く。）、第七百八条及び第七百九条の規定は、地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について準用する。この場合において、同法第六百七十八条第二項中「第六百七十六条第十号の期日」とあるのは「政令で定める期日」と、同法第六百九十七条第一項第三号中「種類」とあるのは「内容を特定するものとして政令で定める事項」と、同法第七百五条第一項及び第二項中「社債管理者」とあるのは「地方債証券等の管理の委託を受けた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(国外地方債証券等の特例)

第五条の九 地方公共団体は、国外地方債証券等（本邦以外の地域において発行する地方債証券等をいう。）を発行する場合には、前三条の規定

のは「地方債証券」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

にかかわらず、当該国外地方債証券等の準拠法又は発行市場の慣習によることができ。

(地方債証券等の共同発行)

第五条の十 二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て、共同して地方債証券等を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債証券等の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

(政令への委任)

第五条の十一 (略)

(地方債証券の共同発行)

第五条の七 証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

(政令への委任)

第五条の八 (略)

改正案	現行
<p>（伝搬障害防止区域の指定）            第百二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（伝搬障害防止区域の指定）            第百二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の状況の公表）</p> <p>第四十条の二 管理者は、<u>第二十四条第二項の規定による予算の原案の作成及び第三十条第一項の規定による決算の調製のほか、</u>条例で定めるところにより、<u>毎事業年度少なくとも一回以上</u>当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を作成し、<u>当該地方公共団体の長に提出しなければならない。</u>この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の状況の公表）</p> <p>第四十条の二 管理者は、<u>条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上</u>当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第二十二条の八 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第二十二条の八 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第九十六条 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第百十八条―<u>第二百一十一条</u>の四）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>第二百二十条</u>の三 <u>第一百九条</u>の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項の請求又は第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、<u>戸籍謄本等</u>又は除籍謄本等に代えて、<u>戸籍電子証明書</u>（第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（<u>第一百九条</u>の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をい</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第百十八条―<u>第二百一十一条</u>の三）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>第二百二十条</u>の三 <u>前条</u>第一項の規定によりする第十条第一項の請求又は前条第一項の規定によりする第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、<u>戸籍電子証明書</u>（第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（<u>第一百九条</u>の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができ</p>

う。以下同じ。）についてすることができる。前条第一項各号に掲げる請求を、当該各号に定める者に対してするとき（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る。）も、同様とする。

②・③（略）

④ 第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項後段の規定によりする第十条第一項の請求については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第二百一十一条の四 戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関（議会を除く。）又は当該機関の属する地方公共団体が、第二百二十条の三第三項に規定する戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならない。

②・③（略）

④ 第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

（新設）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地域支援事業等（<u>第百十五条の四十五―第百十五条の五十</u>）</p> <p>第七章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>都道府県の援助等</u>）</p> <p>第百十五条の五十 <u>都道府県は、介護サービス事業者、指定事業者その他これらに類する者として厚生労働省令で定めるものに対し、介護サービス、第一号事業その他これらに類する事業として厚生労働省令で定めるものに従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。</u></p> <p>2  <u>都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第百七十六条第一項第四号において同じ。）を連合会に委託することができる。</u></p> <p>（<u>国の補助</u>）</p> <p>第百二十七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地域支援事業等（<u>第百十五条の四十五―第百十五条の四十九</u>）</p> <p>第七章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p>（<u>国の補助</u>）</p> <p>第百二十七条（略）</p>

第二百二十七条の二 国は、都道府県が第一百五十五条の五十第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

(連合会の業務)

第七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

四 第一百五十五条の五十第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務

2 (略)

(新設)

(連合会の業務)

第七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

(新設)

2 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域生活支援事業等（第七十七条―第七十八条の二）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第三章 地域生活支援事業等</p> <p style="text-align: center;">（都道府県の人材確保支援事業）</p> <p>第七十八条の二 都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者その他これらに類する者として主務省令で定めるものに対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第九十六条の二において同じ。）を連合会に委託することができる。</p> <p style="text-align: center;">（国の負担及び補助）</p> <p>第九十五条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域生活支援事業（第七十七条―第七十八条）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第三章 地域生活支援事業</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（国の負担及び補助）</p> <p>第九十五条（略）</p>

2 (略)

3 国は、都道府県が第七十八条の二第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

(連合会の業務)

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査及び支払に関する業務並びに第七十八条の二第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務を行う。

2 (略)

(新設)

(連合会の業務)

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査及び支払に関する業務を行う。

改正案	現行
<p>（実施の公示）</p> <p>第十四条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、その地域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終わったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（計画書についての助言）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2 国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。</p> <p>（実施の公示）</p> <p>第三十六条の二 前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。</p>	<p>（実施の公示）</p> <p>第十四条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終わったときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。</p> <p>（計画書についての助言）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2 測量計画機関は、公共測量の実施が終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3 国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(国土地理院が実施する公共測量)

第三十八条 第三十三条、第三十五条から第三十六条の二まで並びに前条第三項及び第四項の規定は、国土地理院が実施する公共測量については、適用しない。

2 第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十五条から第二十六条までの規定は、公共測量について準用する。この場合において、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項及び第二十三条中「国土地理院の長」とあり、並びに第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二条及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と

(国土地理院が実施する公共測量)

第三十八条 第三十三条、第三十五条、第三十六条並びに前条第三項及び第四項の規定は、国土地理院が実施する公共測量については、適用しない。

(新設)

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十四条から第二十六条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条第一項及び第二十三条中「国土地理院の長」とあり、並びに第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二条及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と

関」と、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十条 第二十一条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)、及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。)、の規定により市町村(特別区を含む。次項において同じ。))が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十条 第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)、及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。))の規定により市町村(特別区を含む。次項において同じ。))が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第十条の八 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第十条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十七条の六 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十七条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十五条の六 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十五条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

○ 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十条の六 清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（債権の申出の催告等）</p> <p>第三十条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（理事の氏名等の届出）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（理事の氏名等の届出）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（空家等管理活用支援法人の指定）</p> <p>第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（空家等管理活用支援法人の指定）</p> <p>第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4（略）</p>

改正案	現行
<p>（財産区の特例）</p> <p>第二百六十八条 財産区の議会の議員の選挙については、<u>地方自治法第二百九十五条第一項の規定による条例で規定するものを除くほか</u>、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。ただし、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。</p>	<p>（財産区の特例）</p> <p>第二百六十八条 財産区の議会の議員の選挙については、<u>地方自治法第二百九十五条の規定による条例で規定するものを除く外</u>、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。</p>

○ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の適用除外等） 第二十四条（略）</p> <p>2 旧慣使用林野整備計画について当該市町村の議会が第二十一条第一項の議決をしたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている旧慣使用林野に係る権利の設定又は移転については、更に地方自治法第九十六条第一項第六号及び第八号に掲げる事項についての同項の規定による議決（同法第二百九十五条第三項の規定による議決を含む。）をすることを要しない。</p>	<p>（地方自治法の適用除外等） 第二十四条（略）</p> <p>2 旧慣使用林野整備計画について当該市町村の議会が第二十一条第一項の議決をしたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている旧慣使用林野に係る権利の設定又は移転については、更に地方自治法第九十六条第一項第六号及び第八号に掲げる事項についての同項の規定による議決（同法第二百九十五条の規定による議決を含む。）をすることを要しない。</p>

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>国民健康保険団体連合会</p>		<p>国民健康保険団体連合会</p>	
<p>作成者</p>		<p>作成者</p>	

(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案		<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地方債等の振替</p> <p>第一節 地方債の振替（<u>第一百十三条—第一百十四条の二</u>）</p> <p>第二節～第九節（略）</p> <p>第六章の二～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（地方債に関する社債に係る規定の準用）</p> <p>第一百十三条 第四章の規定（<u>第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。</u>）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
第六十七条第一項	社債券	<p>地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律<u>第九号</u>）<u>第五条の五</u>）</p>
現 行		<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地方債等の振替</p> <p>第一節 地方債の振替（<u>第一百十三条・第一百十四条</u>）</p> <p>第二節～第九節（略）</p> <p>第六章の二～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（地方債に関する社債に係る規定の準用）</p> <p>第一百十三条 第四章の規定（<u>第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。</u>）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
第六十七条第一項	社債券	<p>地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律<u>第九号</u>）<u>第五条の六</u>）</p>

(略)	第七十一条第八項		第七十一条第七項	(略)	
(略)	社債管理者等	社債管理者等	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	(略)	
(略)	管理受託者	管理受託者	地方財政法第五条の八において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債証券等の管理の委託を受けた者	(略)	第一項第一号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。）

(略)	第七十一条第八項		第七十一条第七項	(略)	
(略)	社債管理者等	社債管理者等	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	(略)	
(略)	募集等受託者	募集等受託者	地方財政法第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者	(略)	において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する地方債証券をいう。以下同じ。）

(法律の適用の明示等)

第百十四条 地方債で振替機関が取り扱うもの(以下「振替地方債」という。)の発行者は、引受けの申込みをする者に対し、当該振替地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該振替地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 振替地方債の引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座を当該振替地方債の発行者に示さなければならない。

(振替地方債についての地方財政法の適用除外)

第百十四条の二 振替地方債については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の人において準用する会社法第百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附則

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その

(法律の適用の明示等)

第百十四条 地方債で振替機関が取り扱うものの発行者は、引受けの申込みをする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 地方債で振替機関が取り扱うものの引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

(新設)

附則

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その

発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの（次項において「特例地方債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びびハを除く。）及び第八十七条、第百十四条、第百十五条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「地方債証券（地方財政法第五条の五第一項第一号に掲げる地方債証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの（次項において「特例地方債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債（第百十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びびハを除く。）及び第八十七条、第百十四条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する地方債証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとするほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの(次項において「特例投資法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百十三條から第一百十四條の二まで、第一百五條において準用する第六十六條各号、第六十九條(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十四條第一項及び第三項並びに第八十七條、第一百七條から第一百二十七條まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前條まで及び次條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

2 (略)

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの(次項において「特例投資法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百十三條、第十四條、第一百五條において準用する第六十六條各号、第六十九條(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十四條第一項及び第三項並びに第八十七條、第一百七條から第一百二十七條まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前條まで及び次條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は地方財政法第五条の五第二項に規定する地方債証券等（次号及び第三十二条第五項第四号において「地方債証券等」という。）を發行する方法による当該地方債の応募</p> <p>二 公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は地方債証券等を發行する方法による当該地方債の応募</p> <p>イゝへ（略）</p> <p>三ゝ八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券發行の方法による当該地方債の応募</p> <p>二 公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券發行の方法による当該地方債の応募</p> <p>イゝへ（略）</p> <p>三ゝ八（略）</p> <p>2（略）</p>

(経営審議委員会)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

一～三 (略)

四 地方債の資金の貸付け又は地方債証券等を発行する方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項

五・六 (略)

6～8 (略)

(経営審議委員会)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

一～三 (略)

四 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項

五・六 (略)

6～8 (略)

改正案	現行
<p>（印紙税法の一部改正）</p> <p>第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の項中「学資の貸与に」を「学資の貸与及び支給に」に、「学資の貸与を」を「学資の貸与若しくは支給を」に改め、同表社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十</p>	<p>（印紙税法の一部改正）</p> <p>第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の項中「学資の貸与に」を「学資の貸与及び支給に」に、「学資の貸与を」を「学資の貸与若しくは支給を」に改め、同表社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十</p>

五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「第三百三十九条第一項各号（支払基金）」を「第三百三十九条第一項各号（機構）」に、「係る支払基金」を「係る機構」に、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）」に掲げる業務、介護保険法「に」、「第六十条第一項各号（支払基金）」を「第六十条第一項各号（機構）」に、「支払基金の業務」に掲げる業務及び「を」「基盤機構の業務」に掲げる業務及び「を」「基盤機構の業務」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項中「第五十六条の五の二（連合会の業務）」の規定による業務「の下に」、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に掲げる業務を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條の十四各号（連合会の業務）」に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に、「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成

五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「第三百三十九条第一項各号（支払基金）」を「第三百三十九条第一項各号（機構）」に、「係る支払基金」を「係る機構」に、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）」に掲げる業務、介護保険法「に」、「第六十条第一項各号（支払基金）」を「第六十条第一項各号（機構）」に、「支払基金の業務」に掲げる業務及び「を」「基盤機構の業務」に掲げる業務及び「を」「基盤機構の業務」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項中「第五十六条の五の二（連合会の業務）」の規定による業務「の下に」、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に掲げる業務を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條の十四各号（連合会の業務）」に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に、「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法

十四年法律第百三十三号)第六十七条の十二第一号及び第三号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一 九 (略)

十 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一号、第二号及び第四号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書の項の改正規定(「第五十六条の五の二(連合会の業務)」の規定による業務」の下に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三条第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務」を加える部分に限る。)(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

律第百三十三号)第六十七条の十二第一号及び第三号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一 九 (略)

十 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書の項の改正規定(「第五十六条の五の二(連合会の業務)」の規定による業務」の下に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三条第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務」を加える部分に限る。)(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十一 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二條の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分に限る。） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十二 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に

十一 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に掲げる業

掲げる業務並びに」に改める部分に限る。） 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十三〽十六（略）

務並びに」に改める部分に限る。） 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十三〽十六（略）